

平成 2 9 年

第 6 回日向市議会(定例会)議案

8 月 2 5 日

日 向 市

も く ろ く

議案第59号	教育委員会委員の任命について	1
議案第60号	公平委員会委員の選任について	2
議案第61号	日向市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	3
議案第62号	日向市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を 改正する条例	5
議案第63号	財産の取得について	6
議案第64号	工事請負契約の変更について	7
議案第65号	工事請負契約の変更について	8
議案第66号	工事請負契約の変更について	9
議案第67号	旧慣による公有財産使用の廃止について	10
議案第68号	旧慣による公有財産使用の廃止について	11
議案第69号	平成29年度日向市一般会計補正予算（第3号）	別冊
議案第70号	平成29年度日向市用地取得特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第71号	平成29年度日向市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第72号	平成29年度日向市介護保険事業特別会計（保険事業勘定） 補正予算（第1号）	別冊
議案第73号	平成29年度日向市病院事業会計補正予算（第1号）	別冊

教育委員会委員の任命について

日向市教育委員会委員に次の者を任命したい。

氏 名	生年月日	住 所
黒 木 知 子	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■

平成29年8月25日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

公平委員会委員の選任について

日向市公平委員会委員に次の者を選任したい。

氏名	生年月日	住所
谷村美江	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■

平成29年8月25日 提出

日向市長 十屋幸平

日向市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日向市国民健康保険税条例（昭和33年日向市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(納期)</p> <p>第8条の2 普通徴収の方法によつて徴収する国民健康保険税の納期は、次のとおりとする。</p> <p>第1期 6月1日から同月30日まで</p> <p>第2期 7月1日から同月31日まで</p> <p>第3期 8月1日から同月31日まで</p> <p>第4期 9月1日から同月30日まで</p> <p>第5期 10月1日から同月31日まで</p> <p>第6期 11月1日から同月30日まで</p> <p>第7期 12月1日から同月25日まで</p> <p>第8期 翌年1月1日から同月31日まで</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(特別徴収税額の納入の義務等)</p> <p>第12条 年金保険者は、支払回数割保険税額を徴収した日の属する月の翌月の10日までに、その徴収した支払回数割保険税額を納入しなければならない。</p>	<p>(納期)</p> <p>第8条の2 普通徴収の方法によつて徴収する国民健康保険税の納期は、次のとおりとする。</p> <p>第1期 6月1日から同月30日まで</p> <p>第2期 7月1日から同月31日まで</p> <p>第3期 8月1日から同月31日まで</p> <p>第4期 9月1日から同月30日まで</p> <p>第5期 10月1日から同月31日まで</p> <p>第6期 11月1日から同月30日まで</p> <p>第7期 12月1日から同月25日まで</p> <p>第8期 翌年1月1日から同月31日まで</p> <p><u>第9期 翌年2月1日から同月末日まで</u></p> <p><u>第10期 翌年3月1日から同月31日まで</u></p> <p>2・3 [略]</p> <p>(特別徴収税額の納入の義務等)</p> <p>第12条 年金保険者は、支払回数割保険税額<u>(老齢等年金給付の支払期ごとに特別徴収される国民健康保険税額をいう。以下同じ。)</u>を徴収した日の属する月の翌月の10日までに、その徴収した支払回数割保険税額を納入しなければなら</p>

(国民健康保険税の減免)

第19条 市長は、次の各号の一に該当するもののうち、特に必要があると認める者に対しては、国民健康保険税を軽減し、又は免除することができる。

(1)～(4) [略]

2 前項の規定により国民健康保険税の減免又は免除を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書にその事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、第1項第3号の事由による場合においては、国民健康保険法施行規則第2条に規定する資格取得の届出をもつて申請があったものとする。

(1)・(2) [略]

3 [略]

ない。

(国民健康保険税の減免)

第19条 市長は、次の各号の一に該当するもののうち、特に必要があると認める者に対しては、国民健康保険税を軽減し、又は免除することができる。

(1)～(4) [略]

2 前項の規定により国民健康保険税の減免又は免除を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書にその事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、第1項第3号の事由による場合においては、国民健康保険法施行規則第2条に規定する資格取得の届出をもつて申請があったものとする。

(1)・(2) [略]

3 [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、改正後の日向市国民健康保険税条例第8条の2の規定は、平成30年4月1日から施行する。

平成29年8月25日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

日向市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

日向市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年日向市条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(経営の基本)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 水道事業は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 給水区域 市の区域内（大字富高、大字塩見、大字日知屋、大字細島、大字平岩、大字幸脇及び<u>美々津町</u>の各一部を除く。）</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>(経営の基本)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 水道事業は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 給水区域 市の区域内（大字富高、大字塩見、大字日知屋、大字細島、大字平岩、大字幸脇、<u>美々津町及び東郷町</u>の各一部を除く。）、</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>3 [略]</p>

附 則

この条例は、平成29年10月1日から施行する。

平成29年8月25日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

財産の取得について

次のとおり、物品を購入する。

- | | |
|---------|--|
| 1 購入物品 | 災害対応特殊救急自動車及び高度救命処置用資機材 |
| 2 購入の方法 | 指名競争入札 |
| 3 購入価格 | 32,082,240円 |
| 4 購入先 | 宮崎市花ヶ島町屋形町1179番地
宮崎日産自動車株式会社
代表取締役 松田 安典 |

平成29年8月25日 提出

日向市長 十屋 幸平

工事請負契約の変更について

平成27年第6回(12月)定例会、および平成28年第2回(6月)定例会で議決を経た工事請負契約を、次のとおり変更する。

1. 契約の目的 日向市新庁舎建設事業 建築主体工事
2. 変更前契約金額 3,162,120,120円
3. 変更後契約金額 3,170,909,160円
4. 変更による増額分 8,789,040円
5. 契約の相手方 熊谷・坂下・辰 建設工事共同企業体

共同企業体代表者

福岡市中央区渡辺通4丁目10番10号
株式会社 熊谷組 九州支店
執行役員支店長 梶山雅生

共同企業体構成員

日向市原町2丁目2番8号
株式会社 坂下組 日向支店
支店長 海野公裕

共同企業体構成員

日向市不動寺85番地
株式会社 辰工務店
代表取締役 黒木豊一

平成29年8月25日 提出

日向市長 十屋 幸平

工事請負契約の変更について

平成27年第6回(12月)定例会で議決を経た工事請負契約を、次のとおり変更する。

1. 契約の目的 日向市新庁舎建設事業 電気設備工事
2. 変更前契約金額 474,116,760円
3. 変更後契約金額 476,641,800円
4. 変更による増額分 2,525,040円
5. 契約の相手方 九電工・柏田・川口 建設工事共同企業体

共同企業体代表者

日向市大字日知屋字亀川17360
株式会社 九電工 日向営業所
所長 中村美利

共同企業体構成員

日向市大字日知屋15890番地
株式会社 柏田電業社
代表取締役 柏田浩樹

共同企業体構成員

日向市大字財光寺217番地6
川口電気工業
川口俊光

平成29年8月25日 提出

日向市長 十屋 幸平

工事請負契約の変更について

平成27年第6回(12月)定例会で議決を経た工事請負契約を、次のとおり変更する。

1. 契約の目的 日向市新庁舎建設事業 空調・換気設備工事
2. 変更前契約金額 579,506,400円
3. 変更後契約金額 582,573,600円
4. 変更による増額分 3,067,200円
5. 契約の相手方 宮崎南菱・伊東冷熱・ビスイ 建設工事共同企業体

共同企業体代表者

宮崎市潮見町100番地1
宮崎南菱冷熱株式会社
代表取締役社長 大野光昭

共同企業体構成員

日向市永江町3丁目55番地
株式会社 伊東冷熱工業
代表取締役社長 伊東貞輔

共同企業体構成員

日向市北町2丁目45番地
株式会社 ビスイ
代表取締役 矢野美治

平成29年8月25日 提出

日向市長 十屋 幸平

旧慣による公有財産使用の廃止について

旧慣による公有財産の使用を廃止したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の6第1項の規定により、議会の議決を求める。

1 旧慣による公有財産の表示

- (1) 所在地 ①日向市東郷町山陰字落鹿甲442番1
②日向市東郷町山陰字落鹿甲442番36
③日向市東郷町山陰字落鹿甲442番37

- (2) 地目 ①～③ 山林

- (3) 地積 ① 28,435^m²
② 2,070^m²
③ 265^m²

2 旧慣による公有財産の使用の内容

- (1) 関係地区 ①～③ 寺迫区
(2) 使用の内容 ①～③ 採草地

3 廃止理由

- ① 使用者が旧慣による使用を放棄することに伴い、旧慣による使用を廃止する。
② 旧慣による使用者に譲渡するため、旧慣による使用を廃止する。
③ 使用者が旧慣による使用を放棄することに伴い、旧慣による使用を廃止する。

平成29年8月25日 提出

日向市長 十屋幸平

旧慣による公有財産使用の廃止について

旧慣による公有財産の使用を廃止したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の6第1項の規定により、議会の議決を求める。

1 旧慣による公有財産の表示

(1) 所在地 日向市東郷町山陰字間溝乙542番25

(2) 地目 原野

(3) 地積 272㎡

2 旧慣による公有財産の使用の内容

(1) 関係地区 福瀬区

(2) 使用の内容 採草地

3 廃止理由

隣接地の所有者に譲渡するため、旧慣による使用を廃止する。

平成29年8月25日 提出

日向市長 十屋 幸平